

平成30年度第2回独立行政法人造幣局契約監視委員会議事概要

開催日時及び場所 平成30年12月12日(水) 9時30分～11時05分 造幣局会議室

委員 伊勢田 道仁(関西学院大学法学部 教授)
瀧 洋二郎(浅岡・瀧法律会計事務所 弁護士)
神部 裕之(独立行政法人造幣局 監事)
初岡 直子(独立行政法人造幣局 監事)

審議対象 個々の契約案件の事後点検

【平成29年度下期(10月～3月)】

- | | |
|---------------------------|------|
| (1) 新規の随意契約となった案件 | 2件 |
| (2) 2か年度連続一者応札・応募契約となった案件 | 6件 |
| ・うち一般競争入札で一者応札のもの | (3件) |
| ・うち公募で一者応募のもの | (3件) |

【平成30年度上期(4月～9月)】

- | | |
|---------------------------|------|
| (1) 新規の随意契約となった案件 | 2件 |
| (2) 2か年度連続一者応札・応募契約となった案件 | 5件 |
| ・うち一般競争入札で一者応札のもの | (1件) |
| ・うち公募で一者応募のもの | (4件) |

調達等合理化の推進に向け議論すべき事項

- (1) 随意契約における予定価格の適正性及び価格合理性の担保に係る点検
 - ・随意契約及び一者応札・応募契約におけるいわゆる落札率(契約金額/予定価格)による点検
- (2) 調達合理化計画の実施状況の点検
 - ・契約全体の一覧表による点検

委員からの意見・質問、それに対する回答等
下記のとおり

委員会による意見の具申又は勧告の内容
特になし

意見・質問	回答
<p>(競争性のない随意契約となった案件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固定電話契約を一般競争入札に移行する際の留意点として、現契約業者以外の業者から新規に取得した電話番号は、当該業者以外の業者と契約した場合には引き継ぐことができないとのことであるが、増設が見込まれるのであれば、今のうちにいくつか番号を確保しておくことも一つの手段ではないか。 ・顧問弁護士契約について、一般企業の最近の動向として、顧問弁護士は少なくなり、専門性を持った弁護士にその都度依頼する傾向が増えている。契約金額を下げられる可能性もあり、時代の変化に応じて、契約形態を変える時期が来ているように思える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご提案については、どの程度の費用がかかるか、費用対効果がどの程度あるのかも含めて、議論を深める必要がある。 ・造幣局においては、契約や調達トラブル、人事や労務、ハラスメント関係など、かなり幅広く、頻繁に、更には短期間にご助言を頂く必要があり、弁護士には造幣局を最優先事項として取り組んで頂く必要があることから顧問契約を続けてきたものであるが、ご意見を踏まえ、選定方法も含め検証いたしまして、顧問契約という形で続けるのであれば、きちんと対外的に説明できるよう整理をしていきたい。
<p>(2か年度連続一者応札・応募契約となった案件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貨幣材など競争入札者が実質的におらず、一者応札となっている調達については、公募をしたうえで一者応募となる場合とほとんど変わりが無い状況であり、さまざまな面からの検討が必要ではあるが、形式的に一般競争入札を行わなくとも公募に移行しても良いのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・政府調達案件については一般競争入札が原則であるが、工夫できる余地があれば検討したい。

意見・質問	回答
<p>・製造量の減少に伴い一者応札となった契約については、将来的な計画も踏まえ、契約相手方とも情報共有したうえで経営の健全化をお願いしたい。</p> <p>(随意契約における予定価格の適正性及び価格合理性の担保に係る点検)</p> <p>・動産引渡等請求事件訴訟（一審）の予定価格の積算方法を教えてほしい。</p> <p>・動産引渡等請求事件訴訟（一審）で最大限勝てなかった場合、成功報酬はどのようにするのか。</p> <p>(調達合理化計画の実施状況の点検)</p> <p>・競争性のある物品役務等契約について、財務省の別の委員会では、検証する案件を抽出した上で、予定価格を表示して積算の妥当性を確認しているが、本委員会では、予定価格が表示されていないため、契約内容の確認以外聞くことがない。委員には、守秘義務があることから、すべてとまでは言わないが、委員会資料には予定価格を開示していただきたい。</p>	<p>・一者応札の契約相手方に不測の事態が生じると当局の製造にも影響を及ぼすため、相手方とは密に情報交換をし、今後の体制も含め対応して参る。</p> <p>・弁護士報酬基準をベースに、着手金と成功報酬の最大額で予定価格を積算している。</p> <p>・成功報酬は全てが終了してからそれに見合った金額に計算をし直し支払いをする。</p> <p>・委員会資料として、随意契約の物品役務等では予定価格を表示しているため、競争性のある物品役務等契約についても、予定価格を開示することについて、検討したい。</p>